

伊藤眞『会社更生法・特別清算法』補訂情報

本書刊行後に出された重要判例等を中心に、補訂情報を公開いたします。

■389 頁注 91 末尾に以下を加える。

さらに、法 49 条 2 項 2 号に相当する破産法 72 条 2 項 2 号に関する近時の重要判例として、最判令和 2・9・8 裁判所ウェブサイトがある。同判決は、請負人と注文者と間に複数の請負契約が締結されているときに、請負人が破産し、注文者がそれらの未完契約を解除したのに対し、請負人の破産管財人がそれらの契約にもとづく報酬債権の支払いを求めたところ、注文者が解除にもとづく違約金債権を自働債権とする相殺を主張した事案である。この相殺が破産法 73 条 1 項 3 号（会更 49 の 2 I ③）に該当することを前提とし、ある請負契約解除にもとづく違約金債権の取得について他の請負契約が「前に生じた原因」に該当するかどうか重要な争点になった。

原審（福岡高判平成 30・9・21 金法 2117 号 62 頁）は、契約としての異別性を重視して、相殺を否定したが、上告審は、違約金債権の発生根拠となる条項が当事者間の全請負契約に共通して定められていることをもって、両当事者が解除にもとづく違約金債権と報酬債権を一括清算することを予定していたとみることができるとし、特定の請負契約解除にもとづく違約金債権の取得について、当該請負契約のみならず、他の請負契約も「前に生じた原因」に該当し、請負人が合理的な相殺期待を有していたと認められるとして、他の請負契約にもとづく報酬債権との相殺を認めている。複数の請負契約をまたぐ一括清算の合意を重視したものであるが、その妥当範囲については、今後の検討が必要であろう。

■以上, 2021 年 1 月 28 日追加■